

チラシポスティング訴訟 全面勝訴!報告集会



この裁判は、市議会議員の政治団体「野村羊子といっしょにつくる三鷹の会」のニュースが、自宅ポストに投函されたことにより精神的苦痛を被ったとして、2019年1月にその政治団体が住民に訴えられた民事訴訟です。

ポスティングは、立川や葛飾事件での判決が出た際に「住居侵入」とのみ報じられた結果、集合住宅にある集合ポストへの投函ですら違法行為のように捉えられてきました。

しかし、2019年7月17日の武蔵野簡易裁判所一審判決は、

**「チラシお断り」でも、エントランスの立入りは違法ではない。
チラシ1枚の投函は、受忍限度内で不法行為ではない。**

という画期的な判決でした。

2020年2月27日、東京地方裁判所控訴審は、一審判決を改めて認め、控訴を棄却。

2020年9月23日、東京高等裁判所上告審は「原判決は正当」として棄却。

2021年1月22日、最高裁判所特別上告も「特別上告の事由に該当しない」と棄却、一審請求棄却判決が確定されました。

★全面勝訴 オンライン報告集会

2月23日(火)11:00

弁護団;武内更一弁護士、遠藤憲一弁護士

被上告人代表;野村羊子(三鷹市議会議員)

issyonokai@nomura-yoko.net までお申し込みください。
参加情報をメールします。申込〆切 23日10時
オンライン参加が困難な方はご相談ください。



★カンパをお願いします

弁護士費用等裁判費用に充てます。
郵便振替口座00160-2-335606
(ゆうちょ銀行〇一九店当座0335606)
野村羊子といっしょにつくる三鷹の会
(「チラシ裁判カンパ」と明記ください)

野村羊子といっしょにつくる三鷹の会

181-0013 三鷹市下連雀 3-33-7-401
Fax: 0 4 2 2 - 7 2 - 2 4 2 5
issyonokai@nomura-yoko.net
連絡先: 090 - 7254 - 2652